

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	児童手当支給事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉市は、児童手当支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉市長

公表日

令和8年2月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当支給事務
②事務の概要	児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)等に基づき、千葉市(以下「本市」という。))が、児童手当等の支給事務を行う。 ①認定請求書等の受理(窓口や郵送での書類の受入及びサービス検索・電子申請機能で受領する。) ②児童手当等の認定及び不認定 ③認定及び不認定の通知 ④手当の支給 ⑤情報提供ネットワークシステムを利用した地方税関係情報、住民基本台帳の情報、年金関係情報及び口座情報登録・連携ファイル関係情報の照会
③システムの名称	福祉システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当等支給台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法9条第1項 別表81の項 番号法9条第1項 別表135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 【照会の根拠】 第2条の表106の項 107の項 160の項 及び第162条 【提供の根拠】 第2条の表 42の項(生活保護) 125の項(中国残留邦人支援給付) 141の項(独立行政法人日本学生支援機構による学資の貸与又は支給) 161の項(外国人生保)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来局こども未来部こども企画課
②所属長の役職名	こども企画課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5716
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所 こども未来局 こども未来部 こども企画課 043-245-5178
9. 規則第9条第2項の適用	<input type="checkbox"/> 適用した <input type="checkbox"/> 適用しない

3. 別則第9条第2項の適用		「適用した」
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月9日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月9日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請書に個人番号が記載されているため、申請書を取り扱う以下の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する。 いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="radio"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)等に基づき、千葉市(以下「本市」という。)が、児童手当等の支給事務を行う。 ①認定請求書等の受理 ②児童手当等の認定及び不認定 ③認定及び不認定の通知 ④手当の支給 ⑤情報提供ネットワークシステムを利用した地方税関係情報及び年金関係情報の照会	児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)等に基づき、千葉市(以下「本市」という。)が、児童手当等の支給事務を行う。 ①認定請求書等の受理(窓口や郵送での書類の受入及びサービス検索・電子申請機能で受領する。) ②児童手当等の認定及び不認定 ③認定及び不認定の通知 ④手当の支給 ⑤情報提供ネットワークシステムを利用した地方税関係情報、住民基本台帳の情報及び年金関係情報の照会	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
平成30年8月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	こども企画課長 始開 秀次	こども企画課長 内山 健	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
平成30年8月2日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年8月2日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年4月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務③システムの名称	福祉システム	福祉システム、業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)、中間サーバ	事後	誤記の修正
平成31年4月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	こども企画課長 内山 健	こども企画課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
平成31年4月4日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年1月4日時点	事後	
平成31年4月4日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年1月4日時点	事後	
平成31年4月4日	IV リスク対策		新規	事後	
令和3年10月26日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法令等の改正による形式的な変更
令和5年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務③システムの名称	福祉システム、業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)、中間サーバ	福祉システム、業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事前	記載誤りの修正
令和5年3月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター2階 千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5716	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所5階 千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5717	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和5年3月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月7日 時点	令和5年3月20日 時点	事後	
令和5年3月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月7日 時点	令和5年3月20日 時点	事後	
令和7年3月27日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の56	番号法第9条第1項 別表81の項	事後	法令等の改正による形式的な変更
令和7年3月27日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号 別表第二の74.75	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 106の項 107の項	事後	法令等の改正による形式的な変更
令和7年3月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月20日 時点	令和6年7月9日 時点	事後	
令和7年3月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月20日 時点	令和6年7月9日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	IV リスク対策 5特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)	[] 提供・移転しない	[O] 提供・移転しない	事後	法令等の改正による形式的な変更
令和7年3月27日	IV リスク対策 5特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) 不正な提供・移転が行われる	十分である	記載なし	事後	法令等の改正による形式的な変更
令和7年3月27日	IV リスク対策 8人手を介在させる作業		新規	事後	
令和7年3月27日	IV リスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策		新規	事後	
令和8年2月5日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	⑤情報提供ネットワークシステムを利用した地方税関係情報、住民基本台帳の情報及び年金関係情報の照会	⑤情報提供ネットワークシステムを利用した地方税関係情報、住民基本台帳の情報、年金関係情報及び口座情報登録・連携ファイル関係情報の照会		
令和8年2月5日	I 基本情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法9条第1項 別表81の項	番号法9条第1項 別表81の項 番号法9条第1項 別表135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条		
令和8年2月5日	I 基本情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 106の項 107の項 42の項(生活保護) 125の項(中国残留邦人支援給付) 141の項(独立行政法人日本学生支援機構による学資の貸与又は支給) 161の項(外国人生保)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 【照会の根拠】 第2条の表106の項 107の項 160の項 及び第162条 【提供の根拠】 第2条の表 42の項(生活保護) 125の項(中国残留邦人支援給付) 141の項(独立行政法人日本学生支援機構による学資の貸与又は支給) 161の項(外国人生保)		